

オフィス・ソメヤ通信

2025 年 10 月号 No.160

〈発行〉社会保険労務士オフィス・ソメヤ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-23-7
第 3 瑞穂ビル 209 号室
e-mail info@office-someya.jp

令和 7 年度の地域別最低賃金の正式決定！

令和 7 年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、すべての都道府県から正式決定の公示がありました。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

- ・ 47 都道府県で、63 円～82 円の引上げ
（引上げ額が 82 円は 1 県、81 円は 1 県、80 円は 1 県、79 円は 1 県、78 円は 3 県、77 円は 2 県、76 円は 1 県、74 円は 1 県、73 円は 2 県、71 円は 4 県、70 円は 1 県、69 円は 2 県、66 円は 2 県、65 円は 8 道県、64 円は 9 府県、63 円は 8 都府県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 1,121 円（昨年度 1,055 円）
- ・ **全国加重平均額 66 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額**
最高額（1,226 円）に対する最低額（1,023 円）の比率は、83.4%
（昨年度は 81.8%。なお、この比率は 11 年連続の改善）

◆令和 7 年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	答申された改定額	発効年月日
茨 城	1,074 円（+69 円）	令和 7 年 10 月 12 日
栃 木	1,068 円（+64 円）	令和 7 年 10 月 1 日
群 馬	1,063 円（+78 円）	令和 8 年 3 月 1 日
埼 玉	1,141 円（+63 円）	令和 7 年 11 月 1 日
千 葉	1,140 円（+64 円）	令和 7 年 10 月 3 日
東 京	1,226 円（+63 円）	令和 7 年 10 月 3 日
神奈川	1,225 円（+63 円）	令和 7 年 10 月 4 日
全国加重平均	1,121 円（+66 円）	—

※使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。改定後の地域別最低賃金の額を必ず確認するようにしましょう。

【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63030.html

年金Q&A(19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる認定)を公表(日本年金機構)

令和 7 年度税制改正を踏まえ、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、**19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について、年間収入の要件が変更**され、令和 7 年 10 月から適用されることになったことは、以前にお伝えしました。この度、この変更について、日本年金機構から Q&A が公表されました。

——— 「年金 Q & A (19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる認定)」 から抜粋 ———

◆今回の変更のポイント

扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降で、扶養認定を受ける方が 19 歳以上 23 歳未満の場合(被保険者の配偶者を除く。)は、現行の「年間収入 130 万円未満」が「年間収入 150 万円未満」に変わります。

<Q & A の例>

Q	今回(令和7年10月)の変更は、学生であることは要件ですか？
A	令和7年度税制改正における取り扱いと同様、学生であることの要件は求めません。 あくまでも、年齢によって判断します。

Q	年齢要件(19 歳以上 23 歳未満)は、いつの時点で判定するのですか？
A	年齢要件(19 歳以上 23 歳未満)は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定します。 例えば、N 年 10 月に 19 歳の誕生日を迎える場合には、N 年(暦年)における年間収入要件は 150 万円未満となります。 (参考)・・・中略・・・ なお、民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算します。例えば、誕生日が1月1日である方は、12 月 31 日において年齢が加算されます。

Q	令和7年10月1日以降の届出で、扶養認定日が令和7年10月1日より前にさかのぼる場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は、どのように判定するのですか？
A	令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は 130 万円未満で判定します。

【日本年金機構】 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>

「令和 7 年分 年末調整のしかた」を公表

国税庁から、「令和 7 年分年末調整のしかた」が公表されました。

変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和 7 年分年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。

◆「令和7年分 年末調整のしかた」のトップページ

令和 7 年分
年末調整のしかた

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！
次のような見直し等が行われています。
▶「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
▶「扶養親族等の所得要件」の改正
▶「特定親族特別控除」の創設
また、**通勤手当に係る非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください！

国税庁ホームページには、「年末調整がよくわかるページ」を掲載しています。
このページには、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、扶養控除等申告書などの各種申告書、従業員向けの説明用リーフレットや各種申告書の記載例など年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご利用ください。
なお、動画による説明は、YouTubeにも掲載していますので、ご利用ください。
※ 令和7年分の各種情報については、令和7年10月頃に掲載いたします。

年末調整がよくわかる

（よくわかるページ）

（YouTube）

変更点と注目のポイント
年末調整の手順
基礎控除の見直し
扶養親族等の所得要件
特定親族特別控除
通勤手当に係る非課税限度額の改正
年末調整のしかた
年末調整のよくわかるページ

トップページにも書かれていますが、本年の年末調整においては、基礎控除の見直し等にご注意ください！

（※）

今回は、令和 7 年 8 月 7 日に令和 7 年人事院勧告が行われ、令和 7 年 4 月 1 日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引き上げが勧告されました。これを受け、令和 7 年 4 月 1 日にさかのぼって通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

☆他の関係資料（「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」など）のほか、パンフレットなどをまとめて公表する「年末調整がよくわかるページ（令和7年分）」については、10月頃公開予定とされています。

通勤手当に係る非課税限度額の改正の動向も含め、新たな情報が公表されましたら、随時お伝えします。

【国税庁】<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

編 集 後 記

ようやく朝晩が涼しく感じられるようになりましたが、いかがお過ごしでしょうか。年齢とともに、暑さに弱くなっているため、今年の夏は、非常に厳しかったです。特に、真夏のゴルフは、常に水分補給をしていたものの喉の渇きと暑さで心が折れそうになりました。そろそろ心地よい秋風に吹かれながらのラウンドを期待したいです。

さて、今年も残すところ3か月となりました。まだまだクリスマスや年末年始のことを考えることができる気温にはなっていませんが、準備万端で2026年を迎えたいと思います。